

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等する場合（農地の権利移動）

農地法第3条の規定による許可申請に関する書類

（1）必ず必要なもの

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ①申請書（その1）申請人数+1枚※、（その2）1枚、（その3）1枚 |
| ②申請農地の土地全部事項証明書（土地登記簿謄本） 1通       |

※申請書（その1）は申請人が2人の場合は3枚

（2）該当する場合に必要なもの（主なもの） ※チェックリスト

①土地改良区の承諾書		申請農地が土地改良区内にある場合
②委任状		代理人が申請する場合
③相続関係図、戸籍又は除籍謄本、 相続放棄申述受理謄本等		土地全部事項証明書に記載されている所有 名義人と申請人が異なる場合
④法人登記簿謄本		申請人が法人の場合
⑤定款又は寄附行為等		
⑥住民票等		土地全部事項証明書に記載されている所有 名義人の住所等が異なる場合
⑦耕作証明		譲受人（賃借人）が佐野市外の居住者の場合
⑧通作経路を示す図面		
⑨契約書の写し（賃貸借契約書）		法第3条第3項の規定の適用を受けて許可 を受けようとする場合
⑩単独申請該当事由を証する書類		単独申請する場合（競売、公売、遺贈等）
⑪その他参考となるべき書類		新規就農の場合、法人による申請の場合等 別途必要になる書類がありますので、事前 にご相談ください。

※ 許可申請の受付は、原則毎月1日を締め切りとさせていただきます。1日が閉庁日のときは、その前後の開庁日になりますので、ご確認ください。

※ 申請対象地が農業振興地域農用地の場合は、受人が担い手となっているか市農政課にご確認ください。（担い手でない場合は農政課での手続きをお願いします。）

※ その他、ご不明な点についてはご相談ください。

（注）窓口にて来庁者の本人確認を実施しています。窓口に来る際は、必ず身分証明となるもの（運転免許証等）をご持参ください。

佐野市農業委員会事務局 農地調整係 佐野市役所 3階 TEL 20-3059
---